

2005/12/13 17:00

第一次情報セキュリティ基本計画について - 法的視点から

首都大学東京都市教養学部長 前田雅英

1 ITが日本国民生活にとって必須のものとなり、「水」や「空気」に近づいてきている。

その利用の阻害は国民生活に致命的な侵害を与える可能性があり、それは個人法益というより**社会的・国家的法益**と考えるべきである。そのセキュリティを確保することがは国家の重大使命だと明示すべきである。

そのための基本的計画の土台には、**テロ・犯罪防止の視点**が置かれなければならない。その上に立って「事故の防止」が目指されなければならない。

2 ITセキュリティの重要性の**国民への啓発**のためには、「法」を用いることも考えるべきである。国民に情報セキュリティの重要性を認識させるために、国の基本的考え方・姿勢法規範に示すことは有用である。その場合には、必ずしも罰則が重要なわけではない。

3 **重要インフラ対策**としては、CEPTOARによる情報共有が最も重要部分と考える。今後の課題としては、このような**機微な情報を如何に安全に管理していくか**の法・制度の整備が挙げられる（重要インフラ防護のための情報は、テロの標的にもなる）。

ここで得られる情報を国の危機管理に積極的に活用し、国民にそのメリットを目に見える形で示すことが肝要である。

これらの制度を運用する人材、特にセキュリティ技術の専門家の要請を、一歩具体的な形で検討すべきである（専門職公務員の在り方も含め）。

4 **政府機関統一基準**は、決めた以上は、しっかりと適用して欲しい。

5 今後は**IT社会のもたらす脅威**すなわち、IT社会が国民生活に与える負の側面も直視し、それを解消していく視点も忘れないで欲しい。ITネット社会におけるモラルの向上・ルールづくり等も政策会議の視野に入れておく必要がある。